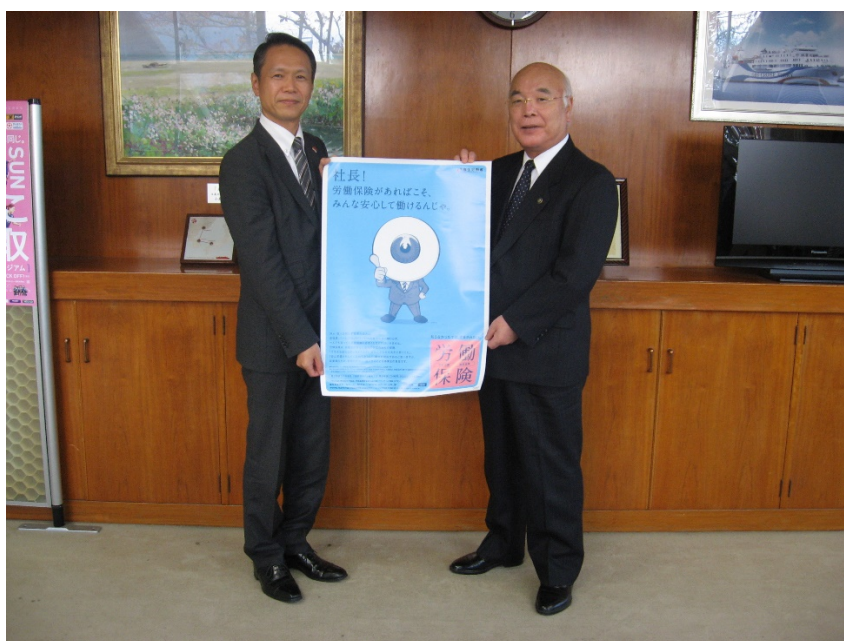


平成 30 年 11 月 2 日

厚生労働省では、11 月 1 日から 30 日までの 1 か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国において集中的な労働保険の未手続事業一掃対策を展開しています。

平成 30 年度の労働保険への加入を促すメッセージを盛り込んだ広告デザインに、鳥取県を代表するアニメキャラクター『ゲゲゲの鬼太郎の「目玉おやじ」』が使用されています。

鳥取労働局（局長 丸山陽一）では、平成 30 年 11 月 2 日（金）、『ゲゲゲの鬼太郎』のアニメ原作者縁の境港市の境港市役所を訪れ、中村勝治市長に労働保険適用促進強化期間の広報協力依頼書を手交付して、周知啓発用のポスター掲示等をお願いしました。



鳥取労働局（局長 丸山陽一）は、労働保険適用促進強化期間の広報活動の協力依頼を行いました。